

事務連絡  
令和7年12月24日

各地方公共団体  
地域再生御担当 各位

内閣府地方創生推進事務局

第76回地域再生計画の認定申請に係る事前相談及び認定申請受付について（通知）

要旨

- 1 第76回地域再生計画の認定申請を受け付けます。
- 2 対象事業は、別添1の「受付の可否」欄で、○（受付対象）としている支援措置を活用する事業です。
- 3 事前相談を令和7年12月24日（水）から令和8年1月9日（金）まで受け付けます。
- 4 認定申請を令和8年1月26日（月）から令和8年1月28日（水）まで受け付けます。
- 5 認定は、令和8年3月下旬を予定しています。

平素より、地域再生の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第1項の規定に基づく地域再生計画の認定申請（同法第7条第1項の規定に基づく変更認定申請を含む。以下同じ。）に係る事前相談及び認定申請受付を次のとおり行いますので、通知します。

地域再生計画の認定申請を検討されている地方公共団体におかれましては、認定事務等の円滑かつ適確な実施のため、本事務連絡を御確認の上、対応願います。

なお、地域未来交付金を活用する事業に係る地域再生計画の認定申請につきましても、第76回地域再生計画認定分として受付を行う予定ですが、こちらにつきましては、後日発出する事務連絡を御参照ください。

## 1 受付を行う地域再生計画

### (1) 対象となる支援措置

別添1の「受付の可否」欄で、○（受付対象）としている支援措置を活用する事業に係る地域再生計画について、認定申請を受け付けます。

### (2) 支援措置を活用する事業が複数ある場合の地域再生計画の取扱い

地域再生計画は、原則として、支援措置を活用する事業ごとにそれぞれ作成いただく必要がありますが、支援措置を活用する事業が複数ある場合で、当該支援措置を活用する事業が相互に密接に関連し合うときは、同一の地域再生計画に複数の支援措置を活用する事業を併記することができます。

複数の支援措置を活用する事業を同一の地域再生計画に併記しようとする場合は当事務局までお問合せください。

### (3) 旧制度に基づく交付金措置と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記している場合の取扱い

デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ）により採択され、従前の取扱い（以下「旧制度」という。）に基づく交付金措置と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記している場合の変更認定申請につきましては、直近認定回で認定された地域再生計画の様式（Wordファイル）を使用していただく必要がありますので御留意ください。

なお、第73回認定回より地域再生計画の様式の変更を行いましたが、従前の地域再生計画の取扱いと同様に旧制度に基づく交付金措置と他の支援措置を同一の地域再生計画に併記することはできません。

## 2 受付期間等

事前相談期間、認定申請受付期間及び認定時期は、次のとおりです。詳細は、

### 3 事前相談及び4 認定申請を御確認ください。

#### [受付期間等]

事前相談期間	令和7年12月24日（水）～令和8年1月9日（金）17時
認定申請受付期間	令和8年1月26日（月）～令和8年1月28日（水）17時
認定時期	令和8年3月下旬

### 3 事前相談

認定申請に先立ち、次のとおり事前相談を受け付けます。本認定回で受付対象としている支援措置は、事前相談が必須となりますので、御留意ください。

なお、「別添1 地域再生計画・支援措置一覧」の「所管府省庁への事前確認」欄に「要事前確認」とある支援措置を記載した地域再生計画の事前相談を行う場合には、必ず事前相談前に、支援措置の所管府省庁に対して事前確認を行い、当該支援措置の活用可否について回答を得てください。回答を得ていない場合、事前相談を受け付けることができない可能性があります。

#### (1) 事前相談期間

令和7年12月24日（水）～令和8年1月9日（金）17時

#### (2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年12月24日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和7年12月24日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、対応する別添を必ず御参照ください（別添2～7は「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年12月24日一部改正）」付録5～10と同一。）。

- 企業版ふるさと納税を活用する場合 ……………… 別添2、3
- 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する場合 …… 別添4
- 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 …… 別添5
- 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置を活用する場合 ……………… 別添6
- 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用する場合 ……………… 別添7
- 地域再生支援利子補給金を活用する場合 ……………… 別添8

#### (3) 事前相談の方法

事前相談は、アに掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、必ずアに掲げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません。）。

ア 事前相談に係る提出データ等（支援措置別）

活用する支援措置	提出データ	様式 ※1	提出先
企業版ふるさと納税 ※ 1	地域再生計画  (変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	申請様式03_01  (変更の場合は直近認定回で認定された計画のwordファイル※2を変更してください。)  直近認定回で認定された計画のwordファイル※2	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び nintei.kifuru @cas.go.jp
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式 07	
	地方版総合戦略全文 ※ 3・4	貴団体作成のもの	
生涯活躍の まち形成事業計画に基 づく特例 ※ 1	地域再生計画  (変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	申請様式03_02  (変更の場合は直近認定回で認定された計画のWordファイル※2を変更してください。)  直近認定回で認定された計画のWordファイル※2	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び JPccrc@cas.go.jp
	生涯活躍のまち 事前相談様式	申請様式08	
地域再生エ リアマネジ メント負担 金制度 ※ 1	地域再生計画  (変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	申請様式03_02  (変更の場合は直近認定回で認定された計画のWordファイル※2を変更してください。)  直近認定回で認定された計画のWordファイル※2	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び e.area- management1@ca ao.go.jp
	地域再生エリアマネジ メント負担金制度事前 相談様式	申請様式09	
商店街活性 化促進事業 計画に基づ く法律上の 特別の措置	地域再生計画  (変更の場合のみ)	申請様式03_02  (変更の場合は直近認定回で認定された計画のWordファイル※2を変更してください。)  直近認定回で認定された計画の	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び shoutengai@ca o.go.jp

※ 1	変更前の地域再生計画	Wordファイル ※ 2	
地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定回で認定された計画のwordファイル※2を変更してください。)	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び bz1- kyotennzei@me ti.go.jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画のwordファイル ※ 2	
上記以外の支援措置	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定回で認定された計画のWordファイル※2を変更してください。)	e.nintei.c3s@ cao.go.jp
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画のWordファイル ※ 2	

- ※1 同一の地域再生計画に旧制度に基づき申請を行う継続事業が併記されている場合は、最新の地方創生推進タイプ実施計画又は地方創生拠点整備タイプ施設整備計画も併せて提出してください。
- ※2 直近に軽微な変更の報告を行っている場合は、当該報告を行ったWordファイルを提出してください。
- ※3 変更認定申請の場合は、変更がある場合のみ提出してください。
- ※4 まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び同法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。

## イ メール件名

事前相談メールを送信するに当たっては、メール件名を次のとおりとしてください。

**※メール件名に誤りがある場合、正しく受信されず、受理ができない場合があります。**

### [メール件名]

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1 企業版ふるさと納税		新規	【事前相談】 【応援税制（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
		変更	【事前相談】 【応援税制（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
		新規及び 変更 (別添2参照※)	【事前相談】 【応援税制（新規・変更）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
2 同一の地域再生計画に併記されているもの		変更	【事前相談】 【併記（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
3 1及び2以外の支援措置		新規	【事前相談】 【その他（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
		変更	【事前相談】 【その他（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画

※ 別添2の申請区分②アに該当する場合

- ・ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例）2分割する場合

【事前相談】 【その他（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画<1/2>

## (4) 事前相談に当たっての留意事項

### ・データ送付方法

ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて、メールに添付することにより提出してください（ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがあります。）。

## 4 認定申請

認定申請を、次のとおり受け付けます。

「5 軽微な変更の報告について」及び「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年12月24日一部改正）」5) ② 軽微な変更の記載に該当する場合は、それらの記載に従ってください。

### (1) 認定申請受付期間

令和8年1月26日（月）～令和8年1月28日（水）17時

## (2) 地域再生計画の作成等

地域再生計画は、活用する支援措置ごとに記載事項が異なります。本事務連絡、「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年12月24日一部改正）」、「地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和7年12月24日一部改正）」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を熟読いただいた上で、地域再生計画を作成又は変更してください。

なお、次に掲げる支援措置を活用する場合は、対応する別添を必ず御参照ください（別添3～8は「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年12月24日一部改正）」付録5～10と同一。）。

- 企業版ふるさと納税を活用する場合 ・・・・・・・・・・・・ 別添2、3
  - 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例を活用する場合 ・・・ 別添4
  - 地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用する場合 ・・・ 別添5
  - 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置を活用する場合 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 別添6
  - 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用する場合 ・・・・・・・・・・・・ 別添7
  - 地域再生支援利子補給金を活用する場合 ・・・・・・・・・・・・ 別添8

### (3) 認定申請の方法

認定申請は、(1)の期間中に、アに掲げる提出データをそれぞれ活用する支援措置ごとに定める提出先メールアドレスに送付することで行ってください（メール件名はイのとおりとしてください。）。

また、提出データの様式は、活用する支援措置ごとに異なりますので、必ずアに掲げる様式を使用してください（過去の認定回様式を使用することはできません）。

なお、活用する支援措置によっては、アに掲げる申請書類のほかにも、別途書類の提出が必要となる場合がございますので、地域再生法施行規則（平成17年内

閣府令第53号) 第1条、「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)(令和7年12月24日一部改正)」等を必ず御確認ください。

地域再生法第12条第1項の規定に基づき地域再生協議会を組織している地方公共団体におかれましては、地域再生計画の作成又は認定地域再生計画の変更に当たり、当該協議会で協議を行わなければならず、地域再生計画の認定申請(変更認定申請を含む。)に際しては、当該協議会における協議の概要を添付する必要があります。詳細は、「地域再生計画認定申請マニュアル(総論)(令和7年12月24日一部改正)」、「地域再生計画認定申請マニュアル(各論)(令和7年12月24日一部改正)」、各支援措置に係る要綱、ガイドライン等を御確認ください。

ア 認定申請における申請書類等

活用する 支援措置	申請書類	様式	提出先
企業版ふるさと 納税 ※ 1	基礎データ表ver. 65	申請様式01	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び nintei.kifuru @cas.go.jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
	地域再生計画	申請様式03_01 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のwor dファイル※2を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のwordファイル ※2	
	(区域の特定が困難な場 合のみ) 区域の付近見取図 ※3	申請様式04	
	工程表 ※3	申請様式05	
	企業版ふるさと納税 チェックシート	申請様式07	
	地方版総合戦略全文 ※3・4	貴団体作成のもの	
生涯活躍のまち 形成事業計画に 基づく特例 ※ 1	基礎データ表ver. 65	申請様式01	e.nintei.c3s@ cao.go.jp 及び JPccrc@cas. go.jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のWor dファイル※2を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のWordファイル ※2	
	(区域の特定が困難な場 合のみ)	申請様式04	

地域再生エリア マネジメント負 担金制度 ※ 1	区域の付近見取図 ※ 3		e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び e. area-manage ment1@cao. go. jp
	工程表 ※ 3	申請様式05	
	基礎データ表ver. 65	申請様式01	
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のWor dファイル※ 2 を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のWordファイル ※ 2	
商店街活性化促 進事業計画に基 づく法律上の特 別の措置 ※ 1	(区域の特定が困難な場 合のみ) 区域の付近見取図 ※ 3	申請様式04	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び shoutengai@ca o. go. jp
	工程表 ※ 3	申請様式05	
	基礎データ表ver. 65	申請様式01	
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更 の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定 回で認定された計画のWor dファイル※ 2 を変更して ください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された 計画のWordファイル ※ 2	
地方における本 社機能の拠点の 強化を行う事業	(区域の特定が困難な場 合のみ) 区域の付近見取図 ※ 3	申請様式04	e. nintei. c3s@ cao. go. jp 及び
	工程表 ※ 3	申請様式05	
	基礎データ表ver. 65	申請様式01	
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更	申請様式02_01又は02_02	

者に対する特例	の認定申請書		bz1-kyotennzei@meti.go.jp
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定回で認定された計画のwordファイル※2を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画のwordファイル ※2	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※3	申請様式04	
	工程表 ※3	申請様式05	
上記以外の支援措置	基礎データ表ver. 65	申請様式01	e.nintei.c3s@ca0.go.jp
	地域再生計画認定申請書 又は地域再生計画の変更の認定申請書	申請様式02_01又は02_02	
	地域再生計画	申請様式03_02 (変更の場合は直近認定回で認定された計画のWordファイル※2を変更してください。)	
	(変更の場合のみ) 変更前の地域再生計画	直近認定回で認定された計画のWordファイル ※2	
	(区域の特定が困難な場合のみ) 区域の付近見取図 ※3	申請様式04	
	工程表 ※3	申請様式05	

※1 同一の地域再生計画に旧制度に基づき申請を行う継続事業が併記されている場合は、最新の地方創生推進タイプ実施計画又は地方創生拠点整備タイプ施設整備計画も併せて提出してください。

※2 直近に軽微な変更の報告を行っている場合は、当該報告を行ったWordファイルを提出してください。

※3 変更認定申請の場合、当該書類に変更が生じる場合のみ提出してください。

※4 まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び同法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略をいう。

#### イ メール件名

認定申請メールを送信するに当たっては、メール件名を次のとおりとしてください。

※メール件名に誤りがある場合、正しく受信されず、受理ができない場合があります。

#### [メール件名] ※

活用する支援措置		申請区分	メール件名
1 企業版ふるさと納税		新規	【正式提出】 【応援税制（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
		変更	【正式提出】 【応援税制（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
		新規及び 変更 (別添2参照※)	【事前相談】 【応援税制（新規・変更）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
2 同一の地域再生計画 に併記されているも の		変更	【正式提出】 【併記（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
3 1 及び 2 以外の支援 措置		新規	【正式提出】 【その他（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画
		変更	【正式提出】 【その他（変更）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画

※ 別添2の申請区分②アに該当する場合

- ・ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題（件名）のメールを複数件送信することのないようにしてください。

（例）2分割する場合

【正式提出】 【その他（新規）】 (〇〇県〇〇市) 第76回地域再生計画<1/2>

#### (4) 認定申請に当たっての留意事項

##### ア 作成主体が複数（共同申請）の場合の申請方法

複数の地方公共団体で共同申請を行う場合の地域再生計画認定申請書又は地域再生計画の変更の認定申請書につきましては、連名で一つの申請書としてまとめたものを、その他の申請書類等と併せて代表団体が御提出ください。

##### イ データ送付方法

ファイルサイズが大きい場合（目安として20MB超になる場合）は、複数回に分けて、メールに添付することにより提出してください（ファイル転送サービスにつきましては、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがあります。）。

#### ウ 基礎データ表

基礎データ表（申請様式01）は、ファイル名称に「ver. 65」と記載してある最新のものを使用してください（それ以前のものは受け付けることができません。）。

また、基礎データ表の記載事項の一部は、認定後に内閣府のホームページで公開されますので、記載内容に誤りのないよう御留意ください。

### 5 軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更（地域再生計画認定申請マニュアルに基づく軽微な変更）の報告方法につきましては、別途事務連絡にて通知します。

なお、当該変更を行う場合は、地域再生法第7条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を要しません。

- a) 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
  - b) まち・ひと・しごと創生交付金を充てて行う事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
  - c) a)、b) のほか、地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更
- このうち、c) の「地域再生計画の実施に支障がないと内閣総理大臣が認める変更」については、支援措置ごとに規定されている場合がありますので、地域再生計画認定申請マニュアル（各論）、各支援措置に係るガイドライン等を参照願います。
- （「地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年12月24日一部改正）」5）② 軽微な変更 拠粹）

## 6 その他

### (1) 認定申請書類の受理状況の確認

御提出いただいた認定申請書類について、次の「当事務局からの受理連絡期日」までに当事務局からメール等による連絡がない場合、当該書類は受理されていない可能性がありますので、速やかに次の【問い合わせ先】①まで御連絡ください。「申請主体からの受理状況確認期日」以降に、御連絡をいただいても受理状況の確認は行わないため、当事務局から受理連絡がない場合には、必ず申請主体からの受理状況確認期日までに受理状況の確認を行ってください。

なお、当事務局から審査に関するメールが届いている場合は、それをもって受理連絡に代えさせていただきますので、予めご了承ください。

事前相談	当事務局からの 受理連絡期日	令和8年1月23日（金） 17時まで
	申請主体からの 受理状況確認期日	令和8年1月28日（水） 17時まで
認定申請	当事務局からの 受理連絡期日	令和8年2月5日（木） 17時まで
	申請主体からの 受理状況確認期日	令和8年2月10日（火） 17時まで

### (2) P D C A サイクルの適切な管理

地域再生計画の認定を受けた場合には、当該地域再生計画に掲げた取組の着実な実施を通じて地域再生が実現できるよう、当該地域再生計画で設定したKPIによって計画の進捗状況を検証すること等により、定期的にフォローアップを行ってください。

なお、事業の実施状況等を鑑み、KPIの見直しが必要と認められる場合には、当該地域再生計画の見直しと変更認定申請を御検討ください。

## 【問い合わせ先】（受付時間：10時～18時）

### ① 地域再生計画に関すること

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL：03-5510-2475

E-mail：e.chiiki@cao.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）につきましては、e.nintei.c3s@cao.go.jpに送付してください。

### ② 企業版ふるさと納税の制度・事業内容に関すること

内閣府地方創生推進事務局 企業版ふるさと納税担当

（内閣官房地域未来戦略本部事務局内）

TEL：03-6257-1421

E-mail：kigyou-furusato@cas.go.jp

※ 地域再生計画の事前相談及び認定申請（変更認定申請を含む。）につきましては、nintei.kifuru@cas.go.jpに送付してください。

### ③ 地方における本社機能の拠点の強化を行う事業者に対する特例に関すること

内閣府地方創生推進事務局

（経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課内）

TEL：03-3501-1697

E-mail：bz1-kyotennzei@meti.go.jp

※ 本事務連絡に記載する事前相談を実施する前に、必ず上記連絡先に対して事前確認を行ってください。

## 【添付資料】

- ・ 別添1 地域再生計画・支援措置一覧
- ・ 別添2 企業版ふるさと納税を活用する事業に係る地域再生計画の事前相談及び認定申請受付（第76回地域再生計画認定申請受付）における留意点について
- ・ 別添3 地域再生計画 記載例（企業版ふるさと納税）
- ・ 別添4 地域再生計画 記載例（生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例）
- ・ 別添5 地域再生計画 記載例（地域再生エリアマネジメント負担金制度）
- ・ 別添6 地域再生計画 記載例（商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置）
- ・ 別添7 地域再生計画 記載例（小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制）

- ・ 別添8 地域再生計画 記載例（地域再生支援利子補給金）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（令和7年12月24日一部改正）
- ・ 地域再生計画認定申請マニュアル（各論）（令和7年12月24日一部改正）
- ・ 様式等一式